企業組合労協センター事業団
平成 25 年度介護職員初任者研修（通学）
学　則

１．開講目的

高齢者・障がい者の自立支援の担い手、地域福祉の担い手として、優れた知識・技術及びコミュニティケアの視点を有する介護員を育成し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

２．研修事業の名称

平成 25 年度介護職員初任者研修（通学）

３．実施場所

兵庫県西宮市甲子園口北町 4 番 29 号マンション三和 103 号
企業組合労協センター事業団　西宮事業所

４．研修期間

平成 26 年 1 月 7 日から平成 26 年 3 月 6 日

５．研修カリキュラム

介護職員初任者研修課程カリキュラム表(様式第１号別紙１)の通りとする。

６．講師氏名

担当講師一覧表（様式第１号別紙２）の通りとする。

７．研修修了の認定方法

全科目を履修した者に対して１時間の筆記試験を実施し、正解率 70％以上の評価を得た者について研修修了者とみなし、修了証明書を交付する。但し、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、当該課程研修時間数の概ね１割以内を限度とし、補講を受講した者は当該科目を履修したものとみなす。なお、補講受講の際には、定められた手数料を受講生が負担するものとする。

８．出席の認定方法

講義開始後５分までの遅刻は出席と認める。5 分以上の遅刻は欠席扱いとし、補講対象とする。早退、中抜けは原則認めない。

９．受講資格

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

10．募集人員及び最少催行人数

募集人数　　14 名

最少催行人数　8 名

※　申込人数が最少催行人数に満たない場合は実施を中止する場合がある。この場合、申込者に対して、開講日の 10 日前までに中止の旨、連絡を行う。

11．受講手続

広告媒体等を利用して募集を行い、受講申込書及び受講料支払が確認できた者を受講契約者とし、応募者数多数の場合は申込順とする。

12．受講料

受　講　料 84,000 円（税込）

テキスト代　5,900 円（税込）

※　受講料、テキスト代については、現金あるいは指定銀行口座への振込による一括前払いとする。

※　欠席者による補講については、講義科目 1 時間につき 1,050 円（税込）、演習科目 1 時間につき 3,150 円（税込）の補講料を受講者が負担する。

※　修了評価が評価基準に満たない場合の補講（3 時間）については、3,150 円（税込）の補講料を受講者が負担する。再修了評価については、1,050 円（税込）の再評価料を受講者が負担する。

※　修了証明書の再発行については、1 部 525 円の手数料を受講者が負担する。

13．受講の解約条件等

受講契約者の解約条件及び解約料等は以下の表によるものとする。

利用者からの解約の場合	研修開始の 15 日前までの解約　解約料　0% 研修開始の 14 日前から 研修開始前日までの解約　解約料　20% 研修開始後の解約　解約料　100%
事業者からの解約の場合	（解約する場合） 1）他の受講者の受講を妨げる等公序良俗に反する行動をし、事業者側がこれを防ぎ得ない場合 2）受講料不払いの場合 3）受講者が規定時間以上を欠席し、研修を修了できなくなった場合 4）最少催行人数に満たない場合
	（受講者への返金条件） 1)～3）返金なし 4）　全額返金